

一般廃棄物処理手数料（指定収集廃棄物）について

1 背景

西東京市では一般廃棄物の処理をするに当たり、収集した廃棄物を東久留米市にある中間処理施設の柳泉園（清瀬市・東久留米市・西東京市の一部事務組合）に搬入し、資源化等の処理を行い、可燃ごみの焼却灰だけを日の出町にある二ツ塚最終処分場（25市1町の一部事務組合）でエコセメントに資源化しています。

また、資源物の一部は、品目により各種の民間処理事業者へ搬入し資源化を図っています。

2 指定収集廃棄物について

西東京市は、家庭系ごみを平成 20 年 1 月から有料化を実施しましたが、平成 22 年 10 月に手数料を減額改定して以降、見直しが行われていませんでした。

また、令和 4 年 2 月には西東京市廃棄物減量等推進審議会から、柳泉園組合構成市との均衡を考慮し適正な手数料のあり方を検討すべきとの答申をいただき、令和 4 年 3 月改定の一般廃棄物処理基本計画にも検討課題として掲げてきたところです。

（1）現状

収集方法	手数料
市または市の委託業者により、家庭から戸別収集	市民が指定収集袋を購入することで手数料を徴収し、それに入れて排出する。 （現行：可燃・不燃物 1 ㌔につき 1.5 円、プラスチック容器包装類 1 ㌔につき 0.5 円）

（2）これまでの改正経緯

改正時期	改正内容（収集運搬・処分費）	
	可燃・不燃ごみ	プラスチック容器包装類
H20. 1. 1	ミニ袋（5㌔） 1袋につき 10円	小袋（10㌔） 1袋につき 20円 中袋（20㌔） 1袋につき 40円 大袋（40㌔） 1袋につき 80円
	小袋（10㌔） 1袋につき 20円	
	中袋（20㌔） 1袋につき 40円	
	大袋（40㌔） 1袋につき 80円	
H22. 10. 1	ミニ袋（5㌔） 1袋につき 7.5円	小袋（10㌔） 1袋につき 5円 中袋（20㌔） 1袋につき 10円 大袋（40㌔） 1袋につき 20円
	小袋（10㌔） 1袋につき 15円	
	中袋（20㌔） 1袋につき 30円	
	大袋（40㌔） 1袋につき 60円	

3 手数料の適正化について

上記のとおり、西東京市としては一般廃棄物処理手数料（指定収集廃棄物）について適正化を図る必要があるとの考えのもと、検討を進めてまいりました。

しかし、昨今の社会経済情勢を見ると、新型コロナウイルス感染症や原油高、物価高騰等による市民生活への負担が相当に増えており、手数料を改定する時期については検討が必要と考えます。

4 今回の料金改定実施に向けた課題

(1) プラスチック資源循環法の施行

廃棄物については、プラスチック資源循環法が令和4年4月から施行となり、今後も分別方法や処理方法について柳泉園構成市等と意見交換や研究を進めることが必要となります。これらの結果、料金改定が必要となる可能性がありますので、市民生活に混乱を生じさせないように、検討が完了したのちに適正化を図ることが望ましいと考えます。

(2) バイオプラスチック等製ごみ袋の導入

令和4年3月に環境省からバイオプラスチック等製ごみ袋導入のガイドラインが示されました。指定収集袋にバイオマス素材を導入することにより、CO₂の削減、カーボンニュートラルを期待できることから、ゼロカーボンシティ宣言をした本市においても導入に関する課題の整理等をしております。導入の場合は、製造費用が現行よりも高額になることが見込まれますので、市民生活に混乱を生じさせないためにも、4(1)の検討結果とともに精査をした上で適正化を図ることが望ましいと考えます。

(3) 急激な物価高による家計への影響

資料2に記載のとおり、今回、指定収集袋の値上げを行った場合、平均的な家庭においてすでに負担増となると見込まれる8万6462円に加え、合計で約9万円の家計負担増となるおそれがあります。

5 原価計算結果及び近隣自治体との比較

(1) 原価計算

収集運搬及び処分に係る経費の原価計算は、受益者負担率30%（基本方針⑥）で算出しました。また、1リットルあたりの負担金額（単価）を次のとおり算出しました。

年間ごみ処理経費÷世帯数（100,477世帯※1）÷年間収集回数（可燃・不燃ごみ130回、プラスチック容器包装類50回）×受益者負担率30%÷平均世帯（2人）の1回排出量（中袋20ℓ）

◆可燃・不燃ごみ：1,804,774,817円÷100,477世帯÷130回×30%÷20ℓ = 2.1円/ℓ

◆プラスチック容器包装類：293,280,876円÷100,477世帯÷50回×30%÷20ℓ = 0.9円/ℓ

※1：世帯数は令和3年10月1日現在で算出

(2) 近隣自治体との比較

一般廃棄物処理手数料（指定収集袋1枚の手数料）について、近隣自治体と料金設定を比較しました。

可燃・不燃ごみ及びプラスチック容器包装類ともに、近隣自治体と比べて低廉な料金設定となっています。

6 今後について

既述のとおり、本市としましては、一般廃棄物処理手数料（指定収集廃棄物）について適正化を図る必要があると考えております。

しかし、市民生活の状況を鑑みた際、現時点での料金改定実施に当たっては課題もありますので、今後は、4で挙げた課題を解決した段階で、改めて適正化を図りたいと考えます。